

令和4年度久留米市スポーツ少年団 リーダー研修会要項

- 1 趣 旨 スポーツ少年団の交流活動を促進し、地域における団活動の活発とリーダーの資質の向上を図る。
- 2 主 催 久留米市スポーツ少年団
- 3 共 催 久留米市・久留米市教育委員会・(公財)久留米市スポーツ協会
- 4 期 日 令和4年7月10日(日) 12時30分～18時
- 5 会 場 荘島体育館
久留米市荘島町11-1 電話0942-33-3003
- 6 対 象 令和4年度スポーツ少年団登録団員
- 7 参加資格 (1) 原則として小学5年生以上の団員であること。
※他学年の参加を希望する場合は事務局にご相談ください。
(2) 集団活動に際し、規律正しい行動のとれる者であること。
(3) 保護者の承認した者であること。
(4) スポーツ安全保険に加入していること。
- 8 定 員 25名
- 9 参加料 1人 500円
※研修会当日の受付時にお支払いください。
※指導者・保護者については無料(市本部負担)
- 10 活動内容 研修Ⅰ：講義(スポーツ少年団とリーダー)
研修Ⅱ：講義(青少年救急法短期講習)
研修Ⅲ：実技(スポーツレクリエーション)
研修Ⅳ：研修まとめ
- 11 その他
 - ・参加希望者多数の場合は本部にて調整の上決定する。
 - ・各自で筆記用具、体育館用シューズ、飲み物を持参すること。
 - ・新型コロナウイルス感染症対策として、必ずマスクを着用すること。
 - ・昼食は各自済ませて、参加すること。

12 開催判断

判断時期は、6月20日（申込締切日）とし、以下の判断基準に該当する場合は、中止とします。

- ①県内において、新型コロナウイルス等特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令された場合（判断時期以降、宣言が発令されれば、随時中止）
- ②県内において、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置が発令された場合（判断時期以降、宣言が発令されれば、随時中止）
- ③県独自の外出自粛要請が発令された場合（判断時期以降、宣言が発令されれば、随時中止）
- ④参加者数が10名未満の場合